
知財座敷童（ざしきわらし）語り部

『標準文字商標とロゴ商標』

日本弁理士会東北会
弁理士 水野 博文

商標を出願する際、多くの企業や事業者は「標準文字」での出願を選びます。これは日本独自の仕組みで、文字そのものを商標として登録する制度です。また近年は日本の製品の優秀性が注目され海外での市場が急速に広がっており、外国での商標登録戦略も重要になっています。

標準文字の利点は三つあります。第一に、日々の表示変更に強いこと。第二に、将来ロゴを刷新しても、言葉の権利が続きやすいこと。第三に、軽微なデザイン差で回避されにくく、模倣の抑止につながることです。

一方で、筆文字の味や図形の形や配色など、見た目の個性は標準文字では守れません。見た目を守るには、ロゴ商標を別に出願し、言葉と見た目を二本立てで守るのが安全です。

例えば、青森県では、地鶏ブランド「青森シャモロック」を標準文字で名称「シャモロック」として登録し、ロゴも別に登録することで、名称と外観の両面を守っています。このような併用戦略は、地域で親しまれるブランド価値の向上にとって参考になります。

海外に広げる場合は注意が必要です。日本で標準文字として登録しても、外国では文字として扱う国もあれば、図形として扱う国もあります。英文字は文字として通る国が多い一方、日本語は図形扱いになる国もあります。輸出先ごとにローマ字や現地語の表記とロゴを組み合わせると守りが厚くなります。

このように「標準文字とロゴ商標」を意識して、必要な表記とロゴを組み合わせるだけで、商標の守りは強くなります。

<参考>

標準文字商標「シャモロック」及びロゴマーク商標「青森シャモロック」の使用について
（青森県ホームページ）

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/chikusan/aosyamo_syouhyou.html

商標法第5条第3項に規定する標準文字について（特許庁ホームページ）

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/syouhyou_5_3.html

※配信元：東北地域知財戦略本部事務局（東北経済産業局知的財産室）

※本コラムの無断転載を禁じます。